(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦　自衛艦二隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年八月二十一日　防衛大臣　浜田　靖一

日時　平成二十一年九月二十九日から同年十月二日まで（予備、十月三日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦　自衛艦四隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年八月二十一日　防衛大臣　浜田　靖一

日時　平成二十一年九月三十日（予備、同年十月一日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(ア)　北緯三二度二〇分一二秒
(イ)　北緯三二度四七分一二秒
(ウ)　東経一二二度四五分五二秒
(エ)　東経一二二度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦四隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十九号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十一年八月二十一日　防衛大臣　浜田　靖一

日時　平成二十一年九月十八日（予備、同月十九日及び同月二十日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦　自衛艦二隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十一年八月二十一日　防衛大臣　浜田　靖一

日時　平成二十一年九月十八日（予備、同月十九日及び同月二十日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦　自衛艦二隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十一号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

平成二十一年八月二十一日　防衛大臣　浜田　靖一

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
佐多対空射場水域（鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺塚地先）（平成二十一年五月二十九日防衛省告示第百四号）	平成二十一年六月十日から同年八月三十一日まで	平成二十一年九月一日から同年十一月三十日まで
静内対空射場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）（平成二十一年六月十九日防衛省告示第百十六号）	平成二十一年七月十六日から同年九月二十五日まで	平成二十一年九月二十八日から同年十二月二十八日まで

○関東地方整備局告示第二百八十九号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条の二第一項の規定により公園と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定に基づき公示する。

その関係図書は、関東地方整備局及び同局国営アルプスあづみの公園事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月二十一日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　公園の名称　国営アルプスあづみの公園
二　兼用工作物の位置　長野県大町市常盤
三　管理者の氏名及び住所　氏名　道路管理者　大町市長　住所　長野県大町市大町三八八七
四　管理者が行う兼用工作物の管理の内容　兼用工作物の新設、改築、維持、修繕又は災害復旧
五　管理の期間　平成二十一年七月十八日から道路の存続する日まで